

むつ市農業委員会
第 7 8 5 回総会議事録

むつ市農業委員会第785回総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日（木）午前10時30分から午前11時30分

2. 開催場所 プラザホテルむつ プラザホール

3. 出席委員

○農業委員（16名）

議席	氏名
1	坂本正一
2	立花幸雄
3	嶋影秀子
4	柏谷均
6	柴田峯生
7	杉山重一
8	立花順一
9	齊藤榮佐男
10	中嶋寿樹
12	工藤輝雄
13	新堂真
14	小林義顯
16	林忠久
17	四ツ谷末藏
18	鴨田輝雄
19	村口利光

○農地利用最適化推進委員（10名）

地区	氏名
第1地区	佐々木貢
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	畑中正彦
第5地区	中村貞幸
第6地区	内山義美
第7地区	西村一松
第8地区	瀬川博光
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（3名）

議席	氏名
5	水戸隆璽
12	蛭名修一
15	畑中光政

○農地利用最適化推進委員（0名）

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について

議案第3号 非農地証明交付申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

報告事項 農地の転用事実に関する照会について

6. 会議に従事した職氏名

局長 金浜達也

次長 酒井一雄

総括主幹 品木聡

主任 石田洋利

7. 会議録署名委員

6番 柴田峯生

7番 杉山重一

8. 会議記録者

農業委員会事務局総括主幹 品木 聡

9. 会 議 の 概 要

議長 (坂本会長)	ただいまから、むつ市農業委員会第785回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、19名中16名で、定足数に達しております。 本日、5番 水戸委員、11番 蛭名委員、15番 畑中委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により、議長において6番 柴田委員、7番 杉山委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の品木総括主幹を指名いたします。 日程第2 会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議無しの声)
議長 (坂本会長)	ご異議が無いということで、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1件を議題に供します。 議案第1号について、事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。 申請地は大字田名部字斗南岡32番34の一部、面積1,960㎡、借受人は市内のNPO法人であります。 申請地は、貸付人世帯が耕作してきたものであり、借受後はアピオスの栽培地として利用するものであります。 こちらの法人は農地所有適格法人ではありませんが、本法人は、社会福祉事業を目的とした非営利法人であるため、農地の権利移動の不許可の例外にあたります。 そのため、農地所有適格法人でなくとも農地の所有が許可されます。 また、それに伴い、農地所有の判断条件である農地法第3条第2項第1号、2号、4号及び5号につきましては要件より除外されます。 調査につきましては、8月27日 齊藤委員、林委員、四ツ谷委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われまます。 以上で説明を終わります。
議長 (坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がございましたらお願いいたします。
四ツ谷委員	事務局の説明のとおりであり、特段の補足説明はございません。
議長 (坂本会長)	説明が終わりましたので、これより議案第1号について審議を行います。

	質疑を許します。 質疑ございませんか。
立花幸雄委員	賃借期間と賃料はいくらなのか。
事務局	お答えいたします。 賃借期間は５年となっており、賃借料は年間１万円となっております。
立花幸雄委員	約２反歩という面積にアピオスを栽培するという話ですが、この収穫したものについて、かなりの量だと思いますが、販売するのか。
事務局	お答えいたします。 アピオスの生産量は、営農計画書によりますと、年間１２０kgを収穫するということです。 収穫したものについては、自家消費もありますが、販売先については、青森市の農産物卸売会社や関東方面、市内に卸しているということです。
立花幸雄委員	非営利団体ということなので、これで営利を得ているのということにならないのかどうなのか。
事務局	お答えいたします。 NPO 法人ということで、その詳細ですが、営利を目的としない様々な社会貢献を行う組織ということで、今回、法務局に届けてあります法人の定款等を見ますと、社会福祉事業の増進等を図ることなどの目的が記載されており、それらの活動でありますので、利益が伴わないということで、そのような判断をしております。 また、農地法の施行令第２条のハに「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省で定めるものが、その権利を取得しようとする農地」、今回の場合は賃借ですけど、そのような形で、法人であっても、そこを借りられるということになっております。
立花幸雄委員	はい、分かりました。
議長(坂本会長)	その他ございませんか。
各委員	(無しの声)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。よって議案第１号は原案のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第２号、農地法第５条第１項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について、１件を議題に供します。

事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見、1件についてご説明いたします。

申請地は、城ヶ沢片平29番、面積1,235㎡、申請に至った理由としては、申請地に太陽光発電の設備を設置するためとのことであります。

調査につきましては、8月31日、杉山委員、小林委員、瀬川推進委員、事務局により調査をした結果、申請内容については、不許可要件には該当せず、許可相当であると思われます。

以上で説明を終わります。

議長(坂本会長)

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

杉山委員

ただ今の事務局の説明のとおりであり、特段の補足説明はございません。

議長(坂本会長)

説明が終わりましたので、これより議案第2号について審議を行います。質疑を許します。

質疑ございませんか。

中嶋委員

持ち主本人の土地であって、その土地の一部を太陽光発電のために使ってやるという話のようすけども、その点について、太陽光の場合は、光が一番必要なので、太陽光と畑とは共生はできないと思うのですが、そういう意味でいくと問題があるのではないかと思います。

議長(坂本会長)

ただ今、中嶋委員から太陽光発電と畑とは問題があるのではないかと意見がありましたが、許可要件としては、太陽光発電は農地に十分対応できるということで許可されていることが多いと思います。

事務局

ただ今の中嶋委員の発言ですと、太陽光発電と畑を一緒にやるという話ですが、今回の場合は農地から転用するものですので、そこは農地から太陽光発電を行う場所になります。

資料に写真も載せてありますが、それ以外の土地も畑のように見えますが、実際の現況は原野状態となっております。

写真は1年半程度前のものを利用しておりますので、そのような疑問を抱かれると思われますが、本件は5条に基づく、太陽光発電の設置のための転用となりますので、ご理解をいただければと思います。

中嶋委員

そうすると、転用してからやるべきではないか。

事務局

今、転用をするということで審議を行っているということで、これが終わり次第、そのような流れで転用し、また、むつ市の農業委員会としては県に対し意見を付して送付することになりますので、許可自体に関しては県で行うことになります。

議長(坂本会長)

他にありませんか。

各委員	(無しの声)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長(坂本会長)	ご異議がありませんので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、議案第3号、非農地証明交付申請について、1件を議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第3号 非農地証明交付申請、1件についてご説明いたします。 申請地は、むつ市中央一丁目171番、面積2,146㎡、調査につきましては、8月27日 齊藤委員、林委員、四ツ谷委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため、非農地相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
齊藤委員	事務局の説明のとおりであり、特に補足説明はありません。
議長(坂本会長)	説明が終わりましたので、これより議案第3号について審議を行います。 質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(無しの声)
議長(坂本会長)	質疑がありませんので、本案について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長(坂本会長)	ご異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり許可することに決定しました。 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、1件を議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

申請地は大字田名部字内田 6 6 番ほか 3 筆、面積合計 1 6 , 6 9 1 m²、借受人は、あおもり農林業支援センターで農地中間管理機構を利用することとあります。

なお、これは参考であります、こちらの土地は以前から同じ土地を中間管理機構を通して同じ方に貸し出しておりましたが、賃借から使用貸借に契約内容を変更するために、改めて計画を作成し直す必要があったとのこと。

以上で説明を終わります。

議長 (坂本会長) ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

林委員 事務局の説明のとおりであり、何ら問題は無いと思います。

議長 (坂本会長) 説明が終わりましたので、これより議案第 4 号について審議を行います。議案第 4 号について、質疑ございませんか。

各委員 (無しの声)

議長 (坂本会長) 質疑がありませんので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 (坂本会長) ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり承認することに決定しました。
次に、農地の転用事実に関する照会について 3 件、報告事項があります。事務局より説明願います。

事務局 それでは、農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。
報告第 1 号、申請地 金谷 1 丁目 4 2 1 番、地目は畑、面積 2 5 5 m²、平成 2 8 年度農地利用状況調査にて、非農地と認定済みであることから非農地と回答いたしました。

続きまして、報告第 2 号、申請地 大畑町正津川戦敷 5 3 1 番 1 ほか 1 筆、地目は田、面積合計 1 , 5 4 7 m²、調査につきましては、8 月 2 6 日、柏谷委員、畑中委員、事務局で調査した結果、相当年数以前に耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

報告第 3 号、申請地 大畑町上野 2 4 番 2 ほか 1 筆、地目は畑、面積合計 6 6 1 m²、調査につきましては、8 月 2 6 日、柏谷委員、畑中委員、事務局で調査をした結果、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地と回答いたしました。

以上で説明を終わります。

議長 (坂本会長) 以上で、本日の議案審議 及び 報告事項はすべて終了しました。
これをもちまして、むつ市農業委員会第 7 8 5 回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 柴 田 峯 生

会議録署名委員 杉 山 重 一